

要 望 書

平成 21 年 7 月

社 団 法 人 全 国 都 市 清 掃 会 議

目 次

I. 平成 21 年度通常総会における決議 1 頁

II. 要望事項

- 第 1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望 3 頁
1. 交付金の交付率の引き上げについて
 2. 交付対象事業の拡大について
 3. 廃止した焼却施設の解体工事に係る財政支援について
 4. 廃棄物処理施設耐震化事業の継続について
 5. 災害等廃棄物処理事業国庫補助金の対象拡大について
 6. 海岸漂着ごみの処理に関する補助要件について
 7. 生ごみと下水汚泥の混合メタン発酵処理を行う施設整備促進についての促進について
 8. 灰溶融固化施設の運営に対する財政支援について
- 第 2. リサイクル関連法の円滑な推進に関する要望 4 頁
1. 容器包装リサイクル法の円滑な推進について
 2. 家電リサイクル法の円滑な推進について
 3. 廃棄物の発生抑制及びリサイクル推進のための施策の推進について
- 第 3. 適正処理困難廃棄物対策の促進に関する要望 10 頁
1. 適正処理困難廃棄物に係る法整備について
 2. 廃スプリングマットレスの回収処理システムの整備について
 3. 家庭から排出される在宅医療廃棄物の適正処理について
 4. 廃エアゾール缶等の適正処理及びリサイクルの促進について
 5. 石綿含有家庭用品の適正処理について
- 第 4. 廃棄物の適正処理等の推進に関する要望 11 頁
1. 溶融スラグの利用促進について
 2. 海岸漂着ごみの適正処理について
 3. 手数料徴収事務の円滑な推進について
 4. 廃棄物行政に携わる実務者の啓発について

I . 平成 21 年度 通常 総会 における 決議

われわれは、地域の生活環境の向上と循環型社会の形成を進めていく上で廃棄物行政が果たす役割の重要性を深く認識し、3Rの諸施策を積極的に推進するとともに、廃棄物処理施設の整備並びに施設の適正かつ効率的な運営管理を行うなど廃棄物の適正な処理を一層推進すべく懸命に努力しているところである。

近年、天然資源の枯渇や地球温暖化等の環境問題への社会的要請が高まる中、全国の市区町村では、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法をはじめとした各種リサイクル法への対応、適正な処理が困難な廃棄物対策の推進、廃棄物処理施設の整備並びに最終処分場の確保など解決すべき諸課題が山積している。さらに、3Rの一層の推進に向けて分別収集区分の見直しや家庭ごみの有料化等の取組みが求められるなど、依然として厳しい財政状況等と相俟って、その対応に苦慮している。

国においては、プラスチック製容器包装に係る再商品化手法の検討や小型家電からのレアメタルの回収等の研究、さらに第二次循環基本計画や廃棄物処理施設整備計画の策定など各種施策が展開されているところであるが、市区町村の現下の実情を認識し、下記事項についてなお一層の努力を傾注されるよう要望する。

記

1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充
2. リサイクル関連法の円滑な推進
3. 適正処理困難廃棄物対策の促進
4. 廃棄物の適正処理等の推進

以上決議する。

平成 21 年 5 月 21 日

社団法人 全国都市清掃会議

II. 要望事項

第1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望

廃棄物処理施設の整備には多額の費用を要し、各市区町村にとって大きな財政負担となっている。ついては、循環型社会形成推進交付金制度の改善をはじめとした次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

1. 交付金の交付率の引き上げについて

交付対象事業の交付率は、原則3分の1となっているが、これを2分の1に引き上げること

2. 交付対象事業の拡大について

(1) 廃棄物処理施設の基幹改良事業について

現行制度では、廃棄物処理施設の長寿命化を図る基幹改良事業は、交付の対象事業となっていない。昨年3月閣議決定された廃棄物処理施設整備計画で示された廃棄物処理施設の長寿命化・延命化の方針に沿って処理施設の基幹改良事業を交付対象とすること

(2) 施設周辺環境整備事業等について

次の事業を交付対象とすること

- ① 施設周辺環境整備事業
- ② 廃棄物処理施設の建屋部分（既に対象となっている部分以外）及び管理棟を含むすべての建屋部分
- ③ 加熱脱塩素化処理設備
- ④ 単独で設置する普及啓発施設
- ⑤ リサイクル施設等において施設と一体となって使用する重機
- ⑥ ダイオキシン類の飛散・暴露防止対策事業

3. 廃止した焼却施設の解体工事に係る財政支援について

廃焼却炉の解体を促進し、地域環境を保全するため、新たな廃棄物処理施設整備を伴わないあるいは新施設建設後に行う解体工事などについて、新たな財政支援制度を創設するなど十分な財政支援を行うこと

4. 廃棄物処理施設耐震化事業の継続について
平成 20 年度第 2 次補正予算で措置された耐震改修事業について、本年度以降も継続して交付対象とすること
5. 災害等廃棄物処理事業国庫補助金の対象拡大について
災害発生時の廃棄物処理事業において、住民設置の単独浄化槽からの汚泥の収集、運搬及び処分について、補助対象事業とすること
6. 海岸漂着ごみの処理に関する補助要件について
海岸漂着ごみに係る現行の支援の要件は、費用 40 万円(指定市等にあつては 80 万円)以上、処理量 150m³以上(災害に起因しない被害の場合)となっているが、実際には、この要件に満たない小規模な場所が多く、全体では収集量が多いにも関わらず、支援を受けられない地域が多い。
については、こうした状況に鑑み、補助要件を緩和すること
7. 生ごみと下水汚泥の混合メタン発酵処理を行う施設整備の促進について
生ごみと下水汚泥を混合してメタン発酵させ、エネルギーを回収する施設を整備する場合に、環境省所管の「循環型社会形成推進交付金」と国土交通省所管の「新世代下水道支援事業制度」の双方を活用する先進事例がある。こうした施設の整備は、循環型社会づくりやバイオマス・ニッポン総合戦略の趣旨にも沿うものであるので、その運用に当たっては、市町村の使い勝手がよくなるよう積極的な支援、助成を行うこと
8. 灰溶融固化施設の運営に対する財政支援について
灰溶融固化施設における焼却残渣の適正処理に要する経費は膨大であり、当該市町村にとって大きな負担となっているので、財政的な支援を行うこと

第 2. リサイクル関連法の円滑な推進に関する要望

1. 容器包装リサイクル法の円滑な推進について
平成 18 年 6 月に公布された改正容器包装リサイクル法は、順次施行され、昨年 4 月には「事業者が市町村に資金を拠出する制度」がスタートし、一連の改正作業は一段落した。

我々は、今後、その実施状況の推移を見ながら、今回の改正内容について検証、評価していくこととする。しかし、容器包装リサイクル法の施行以来、容器包装廃棄物のリサイクルは進展したが、容器包装廃棄物の排出量は減ってはいないという事実を踏まえ、容器包装廃棄物の発生抑制・再使用への取組等について引続き要望する。

(1) 3Rの一層の推進について

容器包装廃棄物の減量と環境負荷の低減を進めるため、発生抑制・再使用を優先させる仕組みを構築すること

- ① デPOSIT制度の導入
- ② 飲料用容器等の規格化、製造・販売業者にリターナブル容器の使用及び回収の義務付け等ワンウェイ容器の製造・販売を抑制するための方策を検討すること
- ③ ガラス製容器のリターナブル・リサイクルを促進するため、色、形状の規格の統一や識別表示を義務化すること
- ④ レジ袋の安易な配布を抑制するため、レジ袋有料化を含め実効性のある仕組みを構築すること

(2) 関係者の役割分担について

今回の改正で新たに市区町村への資金拠出制度が創設されたが、依然として市区町村の役割分担が重いため、分別収集が進むほど市区町村の財政を圧迫している。一方、事業者の役割分担は比較的軽いため、容器包装廃棄物の発生抑制効果は乏しく、ペットボトルに見られるように大量消費・大量リサイクルを招いている。

については、拡大生産者責任の観点から、分別収集・選別保管に係る経費について事業者に一定の負担を課すとともに、市町村負担分の再商品化費用についても事業者負担とすること

(3) プラスチック製容器包装廃棄物のリサイクルの促進について

1) 引取品質基準と再商品化手法について

現在、プラスチック製容器包装に関する(財)日本容器包装リサイクル協会の引取基準は一律となっているが、本来、再商品手法によって求められる品質は異なるはずである。

については、各再商品化手法に応じた分別基準適合物引取りの品質基準を定めるとともに、実施市区町村が地域の処理能力・実情に見合った再商品化手法を選択できるようにすること

2) プラスチック製容器包装のマテリアルリサイクルについて

プラスチック製容器包装のマテリアルリサイクルについて、現在、その

約半分が当該リサイクルに不適な素材として取り除かれているが、取り除かれたプラスチックについては、ケミカルリサイクル等による有効利用を推進すること

3) 指定収集袋等の取扱いについて

プラスチック製容器包装の引取品質基準において異物扱いとなっている指定収集袋及び市販の収集袋については、プラスチック製容器包装の効率的・円滑な分別収集などに必要・不可欠であることから、法の対象物に準じるものとして取り扱うよう早急に対処すること

4) 取組状況の公表について

容器包装多量利用事業者が毎年度主務大臣に対して行う報告（容器包装を用いた量及び容器包装廃棄物の排出抑制を促進する取り組み状況）について公表すること

5) 再資源化に伴う資源等節約効果について

再資源化施策を推進するうえで、住民の理解を得るとともに、温室効果ガス削減効果も視野に入れて検討することが求められている。

については、プラスチック製容器包装廃棄物のリサイクルについて、ライフ・サイクル・アセスメント（LCA）手法を用いた温室効果ガスの標準的な算出の考え方とその算式を公表し、自治体が利用できるよう検討すること

(4) 容器包装以外のプラスチック製廃棄物について

容器包装以外のプラスチック製廃棄物のリサイクルが進められるよう、分別基準の緩和や制度の見直しなどについて検討すること

(5) 事業系容器包装廃棄物のリサイクルについて

容器包装廃棄物全体のリサイクルを一層進めるためには、事業系容器包装廃棄物のうち、家庭系と同様のプラスチック製容器包装廃棄物については、容器包装リサイクル法のルートによりリサイクルできるよう見直すこと

(6) 市区町村によるリサイクルのフローの確認について

本年4月から、プラスチック製容器包装のべールの品質検査に市町村が立ち会うことが可能となったが、さらに、リサイクルのフローの確認等のため、再商品化事業者に対し立入調査ができる制度を構築すること

(7) 循環型社会の構築に向けたリサイクルシステムについて

第2次循環基本計画では、「循環型社会」「低炭素社会」「自然共生社会」の取組を統合的に推進する方針が示されているが、容器包装リサイクル法

等の個別リサイクル法ではリサイクル偏重の傾向があり、趣旨が十分活かされていない。

については、生産・流通・消費・廃棄の全工程での資源投入総量を削減できるシステムの構築に向けた検討をすること

2. 家電リサイクル法の円滑な推進について

当会議では、家電リサイクル法の見直し検討にあたり、総会決議に基づく要望書を提出するとともに、中央環境・産業構造両審議会の合同会合において意見表明及び意見書の提出等活発な活動を展開してきた。昨年2月「家電リサイクル法の施行状況の評価・検討」について意見具申がなされ、その中で、我々の最大の関心事である再商品化等費用の回収方式については、根本的な制度改正を行わず、5年後を目途に制度検討を行なう際に、今回の各種施策が効果を挙げていない場合には費用回収方式等を含め、制度の全体的なあり方を検討するとされた。

我々は、引き続き廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用の観点から、制度のあり方などについて要望する。

(1) 廃家電製品の再商品化等費用の徴収方法の見直しについて

家電製品の再商品化等費用の徴収方法について、廃家電製品の不法投棄の防止と適正処理・リサイクルの一層の促進を図るため、販売時費用回収方式（いわゆる「前払い方式」）あるいは製品価格への上乗せ（内部化）に改めること

(2) 不法投棄された廃家電製品の回収・再商品化等費用の負担について

今回の意見具申を踏まえ、市区町村が実施する不法投棄対策へのメーカーによる協力が自主的に行われているが、必ずしも市町村にとって使い勝手のよいものとなっていない。

については、拡大生産者責任の考え方にに基づき、不法投棄された対象機器の回収・再商品化等費用については、製造業者等事業者が負担する仕組みとすること

(3) 対象品目の拡大について

資源有効利用促進法の「指定再資源化製品」である品目をはじめ、有用な資源を含むあるいは大型で処理が困難な家電製品を対象品目とすること
また、法で定める対象品目に係る要件を見直すこと

(4) 使用済み小型家電等のリサイクルについて

レアメタルを含む携帯電話をはじめとした小型家電等については、事業

者による店頭回収が進められつつあり、また、国においてもモデル地区での実証実験を行うなど研究が進んでいる。

については、レアメタルを含む携帯電話をはじめとした小型家電等について、事業者による自主回収・リサイクルの仕組みを検討すること
合わせて、制度の周知を徹底するよう指導すること

(5) 地上デジタル放送開始に伴うアナログテレビの適正処理について

地上テレビ放送については、2011年7月24日までに地上アナログ放送が終了し、地上デジタル放送への完全移行が予定されている。このため、デジタル放送完全移行前後には大量のテレビが排出されることが予想されている。

については、その適正処理・リサイクル及び不法投棄の防止に向けて普及啓発活動の徹底を図ること

(6) 事業者等の指導について

1) 製造業者等への指導について

故障品の修理を迅速かつ低廉に行なえる地域拠点づくりや、環境負荷のより少ない素材の使用や構造への転換、さらに、リサイクル法制度の積極的な広報の実施などについて製造業者等を指導すること

2) リサイクル券の取扱いについて

リサイクル券の簡素化及び訂正されたリサイクル券の柔軟な取扱を行うこと

3. 廃棄物の発生抑制及びリサイクル推進のための施策の推進について

市区町村では、資源ごみの分別収集の実施や、ライフスタイルの転換等消費者への普及啓発など循環型社会の実現に向けて様々な施策を展開している。ごみ総排出量は平成12年度以降減少しているが、依然として高水準で推移している。リサイクルについては一定の成果が上っているが、廃棄物の発生抑制、再使用はいまだ十分とはいえない状況にある。

については、次の事項について特別の措置を講じるよう要望する。

(1) 廃棄物の発生抑制等を促進する施策の推進について

循環型社会形成推進基本法の基本原則に基づき、廃棄物の発生抑制を推進するためには、製造等事業者が自ら生産する製品等が廃棄物になることを抑制するための配慮と、具体的な取組が必要である。

については、拡大生産者責任の考え方やライフ・サイクル・アセスメント(LCA)など全体的な評価を踏まえ、廃棄物の発生抑制を念頭においた施策が進められるよう、製造等事業者を指導すること

- 1) 容器包装製造等事業者による梱包材やレジ袋の使用の削減、容器包装の簡易包装化・薄肉化・軽量化の一層の推進、詰め替え可能商品やリターナブル容器の積極的な導入を図ること
- 2) 使い捨て製品の製造に関する規制や簡易包装の推進について法整備を図ること
- 3) 複合素材や新開発素材を取り入れた製品については既存の施設では対応できない実態がある。また、家具や自転車等の耐久消費財についても安易にごみとして排出されている。

については、環境に配慮した製品の研究開発とあわせたりサイクル技術及び処理体制の確立等生産者によるリサイクルの仕組みづくり、製品の引取り等を義務づける法の整備を検討すること

(2) 家庭系パソコンの回収・資源化について

不法投棄された家庭系パソコンの再資源化費用等については、拡大生産者責任の観点から製造等事業者による負担とすること

また、排出者がパソコンを排出する際に他社製品についても一括して申し込めるよう体制を整備すること

(3) 古紙リサイクルについて

1) 古紙循環システムの構築について

拡大生産者責任に基づく事業者による回収システムの確立や再生紙使用義務付け等を含め、国、地方公共団体、事業者及び国民の適切な役割分担と費用負担に基づく古紙循環システムを構築すること

2) 古紙配合率の偽装に係る対策について

古紙配合率の偽装に係る一連の事件は、グリーン購入を实践する行政、企業はもとより、資源の集団回収に取り組む住民にも大きな影響を与えた。

については、集団回収を円滑に推進するため、古紙リサイクルに関する適切な情報提供を行うとともに、具体的な再発防止策等対策を講じること

第3. 適正処理困難廃棄物対策の促進に関する要望

当会議では、従来より、市区町村における一般廃棄物処理の現状を踏まえ、適正処理困難廃棄物に係る制度の見直しを国に要望してきた。

この間、廃棄物処理法の改正により創設された広域認定制度を活用した事業者による廃FRP船や廃消火器に係るリサイクルシステムが稼動し、また廃エ

アゾール缶の適正処理とリサイクルシステムの構築が進展してきたが、廃スプリングマットレスについては未だリサイクルシステムが構築されていない状況にある。

については、市区町村の一般廃棄物処理において課題となっている適正処理困難廃棄物対策について特段の措置を講じるよう要望する。

1. 適正処理困難廃棄物に係る法整備について

廃棄物処理法第6条の3の規定に基づき、平成6年3月の厚生大臣告示で廃ゴムタイヤ外4品が指定され、廃スプリングマットレスを除く3品については、事業者による回収・リサイクルシステムが稼働している。しかし、この制度は、一般廃棄物の処理が適正に行なわれることを補完するために事業者に必要な協力を求めるものであり、スプリングマットレスのように『適正処理困難廃棄物』に指定されているが、事業者による回収・処理システムが未だに構築できないまま推移している状況である。また、市区町村の一般廃棄物処理の現状及び適正処理困難廃棄物の排出・処理状況調査などを踏まえると、指定4品目以外にも適正な処理が困難な廃棄物が多く排出されている。

については、適正な処理が困難な廃棄物について、市区町村の処理の実情を踏まえ、指定品目に追加するとともに、デポジット制の導入や回収処理を事業者が義務づけるなどの法整備を行なうこと

2. 廃スプリングマットレスの回収処理システムの整備について

廃スプリングマットレスについては、未だ事業者による適正処理・リサイクルシステムが確立できていないが、製造事業者等による広域認定制度が創設されるなど業界を取り巻く環境も大きく変化している。

については、製造事業者・販売業者等による廃スプリングマットレスの適正処理・リサイクルシステムを早急に整備するよう関係者を指導すること

3. 家庭から排出される在宅医療廃棄物の適正処理について

近年、在宅医療の進展に伴って、家庭から注射器や点滴バッグ等の医療器具が廃棄物として排出されており、特に、注射針等鋭利なものについては、危険性及び感染性の観点から市区町村で適正に処理することが困難となっている。

については、在宅医療廃棄物を適正処理困難廃棄物に指定するとともに、医療機関等による回収システムを早期に構築すること

また、安全性や処理方法に関する識別表示の統一、義務化を図ること

4. 廃エアゾール缶等の適正処理及びリサイクルの促進について

廃エアゾール缶等の適正処理及びリサイクルの促進については、平成18年2月、市区町村と関係業界との間で締結した「覚書」に基づき種々の対策に取り組んでいるところである。しかし、未だ収集運搬・処理の過程において火災や爆発事故が後を絶たない。さらに、残留缶の取扱いや輸入エアゾール缶対策などの課題が残されている。

については、発火事故の未然防止を一層強化するため、これまでの成果を検証し、必要な対策を講ずるよう関係業界を指導すること

5. 石綿含有家庭用品の適正処理について

石綿含有家庭用品廃棄物について、国、市区町村、事業者等関係者の責任を明確にし、適正に処理する体制を構築すること

また、実効性のある収集・処理体制のための財政的、技術的な支援措置を講じること

第4. 廃棄物の適正処理等の推進に関する要望

全国の市区町村は、区域内の廃棄物の適正処理及びごみ焼却施設・最終処分場等の施設整備に鋭意取り組んでいるが、廃棄物処理事業を進めていく上で個々の市区町村のみの努力では解決が困難な事項も多い。

については、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

1. 溶融スラグの利用促進について

(1) 溶融スラグの有効利用を促進するための施策について

溶融スラグの有効利用を進めることは、循環型社会の形成や最終処分量の削減の観点から重要な課題であるが、個々の市区町村が実施する利用促進策のみでは自ずと限界がある。

については、溶融スラグをグリーン調達品目に加えるとともに、国の公共工事に溶融スラグの一定割合の利用を義務づけることや広域的ストックヤードの整備等溶融スラグ有効利用を促進するための施策を多角的に講じること

(2) 掘り返した溶融スラグの取扱いについて

土砂の代替品として溶融スラグを盛り土、埋め戻し材等に利用し、後に

掘り返して廃棄する場合には、土砂として取り扱えるようにすること

2. 海岸漂着ごみの適正処理について

日本海沿岸の市町村をはじめとして多くの市町村では、多量の海岸漂着ごみの処理に長年対応に苦慮しており、特に、市民生活や漁業等の経済活動への影響が懸念されていたところである。この度、海岸漂着ごみ対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした通称『海岸漂着物処理推進法』が可決、成立した。

については、関係者への周知を徹底するなど法の目的が十分達成されるよう、必要な措置を講じること

3. 手数料徴収事務の円滑な推進について

廃棄物の収集運搬事務を市町村以外の者に委託する場合に、収集業務に直接従事する者に手数料を徴収させることができれば、業務の効率化や確実な徴収を一層進められる。実際、民間では既に配送時の代金引換制度が定着し、支障なく運用されている。しかし、こうした行為は、市町村が市町村以外の者に委託する場合の基準である政令第4条第6号の規定に抵触するおそれがある。

については、収集業務に直接従事する者が手数料を収集時に徴収できるよう関係法令を見直すこと

4. 廃棄物行政に携わる実務者の啓発について

近年、廃棄物行政を取り巻く状況は大きく変化しており、市区町村の廃棄物行政に携わる職員の職務遂行能力の一層の向上が強く求められている。国においては、市町村の一般廃棄物処理事業の3R化のための支援ツール及びごみ処理基本計画策定指針を策定するなど市町村への技術支援のための施策を展開している。

については、市区町村の廃棄物行政に携わる職員に対しこうした施策等を説明するなど、実務担当者の啓発に対する支援を行うこと